

決議案第3号

東京電力における精神的苦痛に対する住民の賠償問題への抗議文

去る12月5日、東京電力(株)は福島県民の意向に反し、一方的に本年1月から8月までの分における住民に対する精神的苦痛への賠償額を発表した。本年3月における昨年度分の賠償額等について、福島県より全地域を賠償対象とすること及び金額的差別をしないことなどの是正申し入れを東京電力は受けたにも関わらず、今回も再び一部の地域を対象とし、また賠償対象の地域においても金額の地域間差別を行った。それに加え、今回の賠償が最終であるとの一方的な内容である。

これらは、福島県民を愚弄し、福島県民の実情と被害の大きさを理解していないと言わざるを得ない。特に我が白河市においては県中地区の市町村と同等若しくはそれ以上の放射線量を発している地区もあり、今回の一方的な発表内容は到底納得できるものではない。

ゆえに、福島県民、特に白河市民の感情を全く無視した今回の賠償提示等の内容に対し、強く抗議する。

平成24年12月20日

東京電力株式会社 社長 あて

福島県白河市議会議長 高橋 光雄